

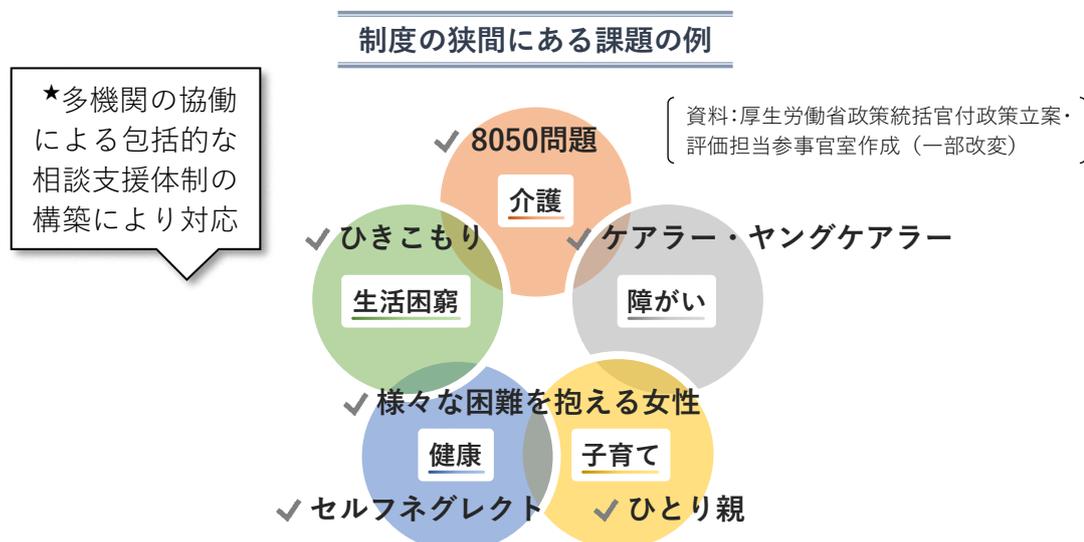
【2】制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 近年の福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童など対象者ごとに公的な支援制度が整備され、その充実が図られてきましたが、一方で、個々の住民が抱える課題は多様化し、経済的困難のみならず、生きづらさといった心理的な困難や孤独・孤立の問題など、これまで重要な課題として十分に認識されていなかった様々なリスクが顕在化しています。
- ▶ また、高齢の親と未婚の子どもが同居する「8050問題」や育児と介護のダブルケア、無償で家族の介護等を行うケアラー・ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合った複合的なニーズについて、包括的な対応が求められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 既存の制度には明確に位置付けられていないものの、何らかの支援が必要とされる、いわゆる「制度の狭間にある課題」への対応について、社会福祉法では、自立相談支援機関や関係機関が相互に連携し、こうした課題の解決に向けた支援を一体的・計画的に行うための包括的な相談支援体制を構築することとされています。
- ▶ 具体的には、市町村は、住民に身近な相談機関のみでは対応しがたい制度の狭間にある課題について、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業をはじめ、関係機関によるチーム支援や要支援者の早期かつ積極的な把握、ボランティアとの協働等を進めていくことが重要です。



(3) 具体的な取組

① 市町村における重層的な支援体制の構築に向けた支援 ……………

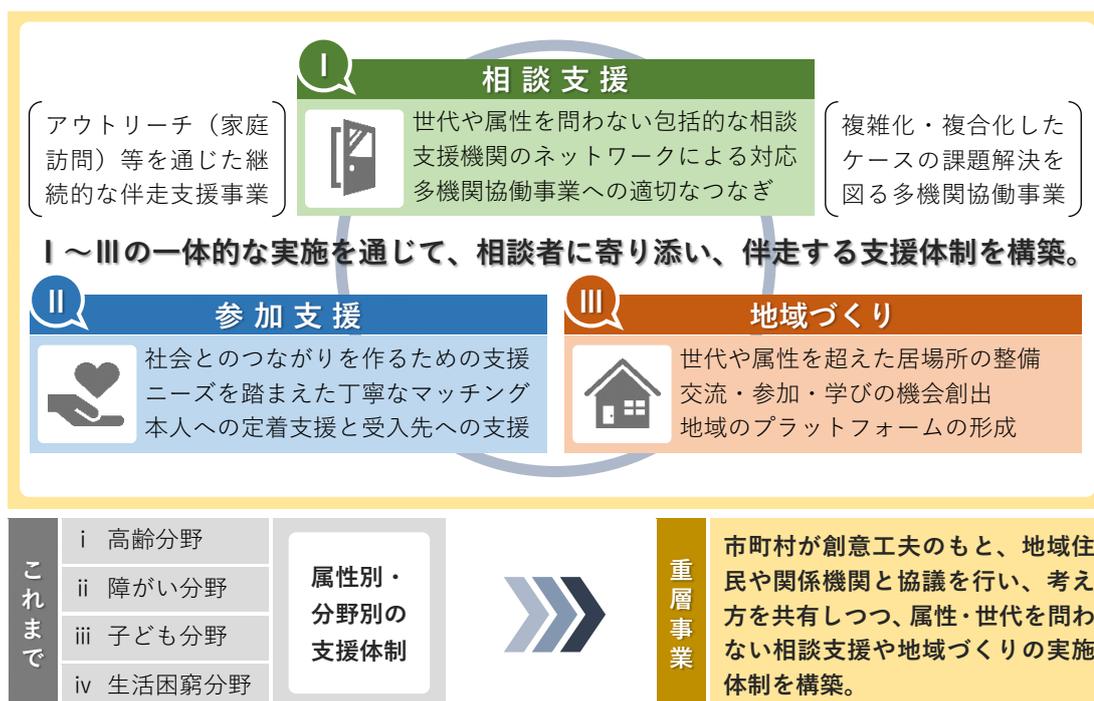
地域住民の抱える課題が複雑化する中、高齢者・障がいのある人・児童といった属性別の支援体制では複合課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっていることを踏まえ、令和3年に施行された改正社会福祉法により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった相談支援の枠組みを活かしつつ、

- 相談者本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- 課題を抱える方やその世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する参加支援を実施すること
- 地域づくりに向けた支援により、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

以上3つの支援を一体的に実施することとされており、このことによって相互作用が生じ、支援の効果が高まると期待されています。

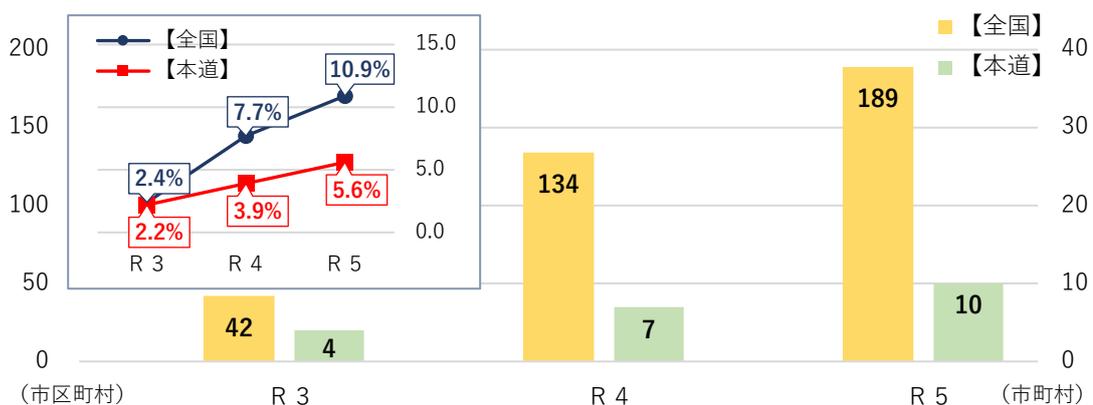
重層的支援体制整備事業の全体像



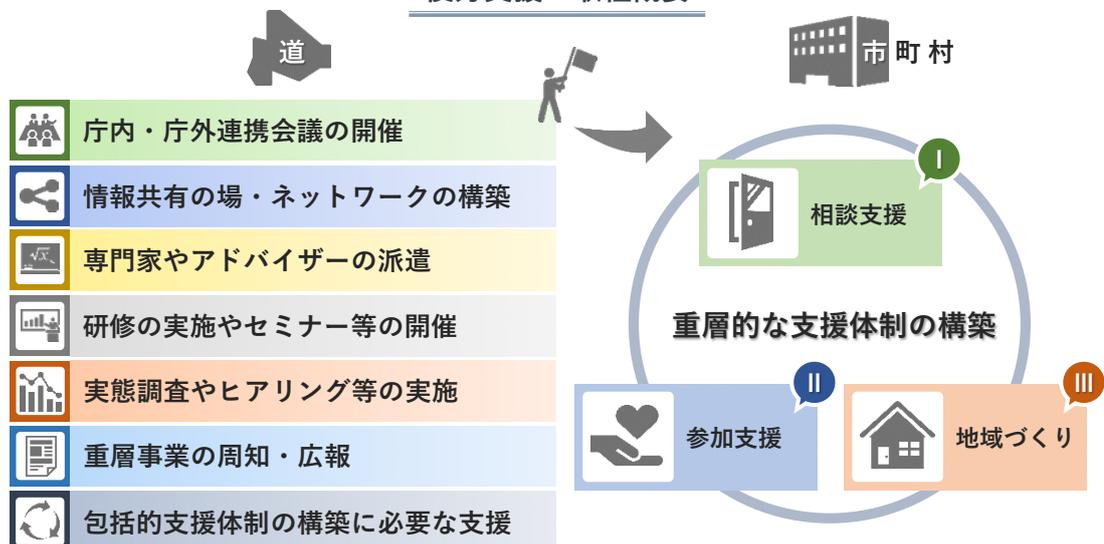
市町村による重層的支援体制整備事業の実施状況は、モデル事業での実証を経て、令和3年度の改正法施行以降、全国市区町村のうち42(道内4)の自治体で行われるようになり、その後、徐々に拡大し、令和5年度時点では計189(道内10)の自治体で実施されています。

包括的な支援体制の構築を進めている市町村では、他自治体における取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等に関するニーズがあります。こうしたニーズに対応するため、道では、重層的支援体制構築に向けた後方支援を行うことで、各市町村の円滑な体制整備を推進していきます。

重層的支援体制整備事業の実施状況(市区町村数)



後方支援の取組概要



② 孤独・孤立対策の推進

少子高齢化や核家族化、未婚化・晩婚化などを背景とした単身世帯の増加が進む中、地域社会を支える地縁や血縁といった人と人とのつながりは希薄化の一途を辿っており、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じやすい社会へと変化してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により孤独・孤立の問題が一層深刻化していることを受け、国では、令和3年に孤独・孤立対策担当室を設置し、「重点計画」において基本理念や方針等が定められた後、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が公布され、国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした国の動き等を踏まえ、道では、令和4年度から5年度にかけて、国のモデル事業として「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、民間団体との連携基盤の整備を進めるとともに、支援団体の相談窓口に関する情報の一元化を図るなど、支援を必要とする方が円滑に社会生活を営むことができるよう、各種の取組を進めていきます。

孤独・孤立対策の取組概要

	情報発信と道民理解の促進 1 … 孤独・孤立をテーマとしたシンポジウムの開催、広報啓発など
	孤独・孤立に関する実態把握 2 … 道民一般を対象としたアンケート、民生委員や関係団体向けの調査を実施
	協議の場の設置 3 … 官民による連携基盤を構築
	支援情報の一元化 4 … ICTを活用した情報の集約・発信

- 行政（道、一部市町村）
- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員
- 児童福祉関係団体
- 再犯防止支援機関
- 自殺予防関係団体
- 中間支援組織（NPO）
- ひきこもり支援団体
- ひとり親家庭支援団体
- 民間シンクタンク
- 民間シェルター

（法に定められる「孤独・孤立対策地域協議会」の基礎となる合議体）

支える、つながる、見守る



★道と中間支援組織（NPO）との協働により、困りごとの区分に応じて支援団体や相談窓口を自動案内するナビゲーションツールの情報量を充実させ、更なる普及展開を実施。



③ ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組

ケアラーとは、高齢・障がい・疾病等により援助を必要とする家族の介護等は無償で行う方であり、そのうち18歳未満をヤングケアラーといいます。

少子高齢化や核家族化が全国平均以上に進展する本道では、世帯規模が縮小していく中で、一人当たりのケアラーにかかる負担はより大きくなることを見込まれており、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、離職せざるを得なくなる場合もあるほか、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアラーに関する認知度を高め、悩みや不安を抱える方を早期に把握するなど、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があることから、道では、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」を施行しました。

この条例のもと、令和5年3月には「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

ケアラー支援の施策概要



北海道ケアラー支援条例



北海道ケアラー支援推進計画

1

普及啓発の促進



- 推進月間の設定、道のホームページやSNSによる広報
- ポスターやリーフレットなど啓発資材の掲示等

2

相談の場の確保



- 市町村における相談支援体制の充実強化
- ケアラー支援に携わる関係職員向け研修の実施等

〔3つの基本的施策を総合的に推進〕

支える人を、
ひとりにしない。

3

ケアラーを支援するための地域づくり



- サロンやカフェなどの交流拠点の設置促進
- 見守り・支え合いの意識醸成等



④ ひきこもりの状態にある方への支援

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指すとされています。

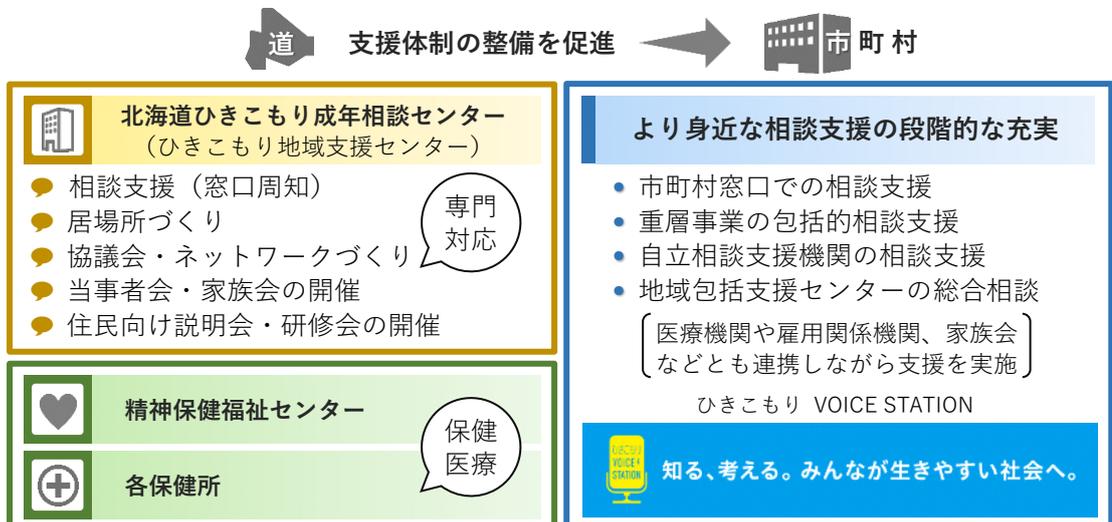
平成30年度に行われた国の調査結果では、40歳以上64歳以下でひきこもりの状態にある方は推計61万人に上り、その状態となって7年以上経つ方が約50%を占めているなど、若年層のみならず、中高年の存在や期間の長期化が明らかとなりました。

また、令和4年度の調査では、15歳から64歳までを対象としており、ひきこもりの状態にある方の数は約146万人と推計されています。

ひきこもりの状態が長期化すると、孤独感や無力感が高まり、そこからの脱出が難しくなるほか、自信を喪失し、自己否定感を抱くことが多く、精神的な症状を伴う場合もあります。

こうしたことから、当事者や家族が身近な地域で支援を受けられる環境づくりに向け、道では、「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、ひきこもりに特化した専門的な相談対応を行うとともに、道の精神保健福祉センターや各保健所、自立相談支援機関においても相談支援を実施しているほか、当事者や家族により身近な市町村において、ひきこもりに関する相談窓口の明確化や居場所づくりなどの取組が円滑に行われるよう、その体制整備を支援していきます。

ひきこもりの状態にある方への支援の概要



【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けては、保健医療や福祉に限らず、住まい、就労に関する課題も含めて、地域の様々な分野が連携し、その解決に向けた支援を行うことが必要とされています。
- ▶ このうち居住支援については、高齢単身世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、住まいの確保に配慮が必要な方が増えている状況を踏まえ、そうした方々の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度として、平成29年から新たな住宅セーフティネット制度が創設されるなど、福祉分野と住宅分野との緊密な連携が求められています。
- ▶ また、就労に課題を抱える方への支援については、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援やシルバー人材センターの活用による高齢者を対象とした就業機会の確保のほか、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の一体的な相談支援など、それぞれの課題に応じた適切な支援を行うことが重要です。

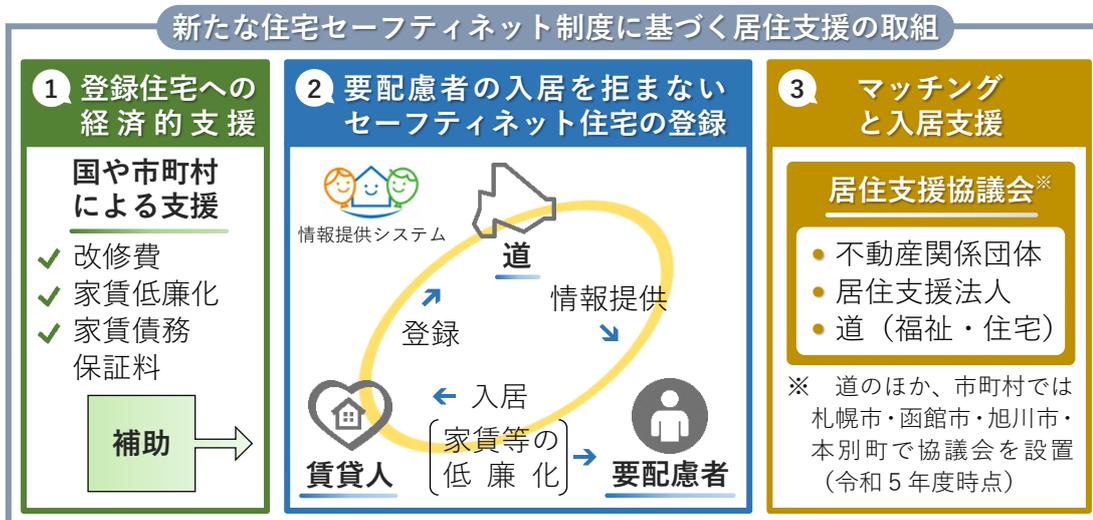
(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、地域住民をはじめ、地域福祉を担う事業者や支援者は、暮らしに課題を抱える本人とその世帯全体に着目し、生活ニーズとしての地域生活課題を総合的に捉え、理解することが大切です。
- ▶ 住民の方々が生活していく上で生じる課題は、介護・子育て・障害・病気等にとどまらず、住まい・教育・家計・就労や社会参加など、暮らしや仕事の全般にまで及びます。
- ▶ こうした本人やその世帯の課題を地域で包括的に受け止めるためには、既存の制度の枠組みから見ただけではなく、当事者が抱える様々な困りごとや思い、希望を引き出しながら、どのような支援を必要としているかについて考えていくことが重要であり、地域住民や関係機関の連携のもと、地域生活課題の解決に向けて包括的に支えるといった視点に立ち、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

(3) 具体的な取組

① 住まいの確保に配慮が必要な方への支援

平成29年の新たな住宅セーフティネット制度の運用開始に伴い、道では、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に関する計画を策定し、賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の指定など、居住の安定確保に向けた取組を総合的に推進していきます。



② 障がいのある人への就業支援

障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援について、道では、障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行っていきます。

